

ガス衣類乾燥機導入助成金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、ガス衣類乾燥機の導入に要する経費の一部について、市が予算の範囲内で助成金を交付することにより、都市ガスの需要拡大を図ることを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成金の交付を受けることができる者は、本市とガスの小売供給契約を締結した人及び団体で、ガス料金を滞納していないものとする。

(助成対象経費)

第3条 助成金の交付の対象となる経費は、次に掲げる仕様を満たす衣類乾燥機（中古のものを除く。以下「対象機器」という。）の専用住宅又は併用住宅への設置に要する経費とする。

- (1) ガス式衣類乾燥機であること。
- (2) 都市ガスを燃料とすること。

(助成金の額及び交付の方法)

第4条 助成金の額は、対象機器1台につき3万円とする。

2 助成金は、糸魚川市デジタル地域通貨翠ペイのポイントにより交付するものとする。

(交付申請)

第5条 助成金の交付を受けようとする者は、管理者の権限を行う市長（以下「管理者」という。）が別に定める期間内に、ガス衣類乾燥機導入助成金交付申請書（第1号様式）に対象機器の設置場所が分かる図面を添えて管理者に提出しなければならない。

(交付決定)

第6条 管理者は、前条の申請書の提出があったときは、これを審査し、助成金の交付の可否を決定し、その結果をガス衣類乾燥機導入助成金／交付／不交付／決定通知書（第2号様式）により通知するものとする。

(設置工事)

第7条 前条の規定により助成の決定を受けた者（以下「助成決定者」という。）は、当該決定を受けた日以後に対象機器の設置工事に着手し、管理者が別に定める日（以下「期日」という。）までに当該工事を完了しなければならない。

2 助成決定者は、設置工事が期日までに完了しないことが見込まれる場合又は設置工事の実施が困難となった場合は、速やかに管理者に報告し、その指示を受けなければならない。

3 管理者は、前項の指示において、期日を変更し、又は必要な条件を付することができる。

(実績報告)

第8条 助成決定者は、対象機器の設置工事が完了したときは、事業が完了した日から起算して30日を経過する日又は当該補助事業の完了した日の属する年度の3月31日のいずれか早い日までに、ガス衣類乾燥機導入助成金実績報告書兼請求書（第3号様式）に次に掲げる書類を添えて管理者に提出しなければならない。

(1) 対象機器の設置状況が分かる写真

(2) 対象機器の保証書の写し（保証書がない場合にあっては、領収書の写し）

(3) 個人番号カードの写し、住民票の写し又は運転免許証の写し（助成決定者の住所が対象機器の設置場所と異なる場合又は助成決定者が団体である場合にあっては、助成決定者が対象機器を使用することを証する書類）

(4) その他管理者が必要と認める書類

(助成金の額の確定及び交付)

第9条 管理者は、前条の実績報告書の提出があったときは、書類の審査をし、及び必要に応じて現地調査等を行い、交付する助成金の額を確定したときは、ガス衣類乾燥機導入助成金交付確定通知書（第4号様式）により助成決定者に通知し、助成金を交付するものとする。

2 管理者は、前項の通知において必要な条件を付することができる。

(申請の取下げ)

第10条 助成決定者は、第5条第1項の規定により行った申請を取り下げるときは、ガス衣類乾燥機導入助成金交付申請取下届（第5号様式）を管理者に提出しなければならない。

(交付決定の取消し等)

第11条 管理者は、助成決定者が次の各号のいずれかに該当するときは、助成金の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又はその決定の内容を変更することができる。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付の決定を受けたとき。

(2) 助成金の交付の決定の内容又はこれに付した条件に違反したとき。

(3) 前条の取下届を提出したとき。

(助成金の返還)

第12条 管理者は、前条の規定により助成金の交付の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に助成決定者が助成金の交付を受けているときは、期限を定めてその全部又は一部を現金で返還させることができる。

(手続代行者)

第13条 助成金の交付を受けようとする者は、第5条に規定する交付申請、第8条に規定する実績報告及び第10条に規定する申請の取下げの手続について、対象機器の販売等をする者（以下「手続代行者」という。）にその代行を依頼することができる。

2 手続代行者は、代行を依頼された手続について誠意をもって実施するものとする。

(調査等)

第14条 管理者は、助成金の交付の適正かつ円滑な実施を図るため、申請者若しくは手続代行者に対して対象機器の設置状況、運転状況等について報告を求め、又は現地調査等を行うことができる。この場合において、申請者及び手続代行者は、これに応じなければならない。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年7月1日から実施する。)